

## 税 務 調 査 に つ い て ー 英 語 力 強 化 研 修 に 対 す る 給 与 課 税 の 可 否 ー

### 〔問題提起〕

仮に、あなたが会社から英語力強化研修の受講者に選抜されて、会社の費用負担でその英語力強化研修に行ったと想定してください。しばらくして、税務署の源泉所得税調査があり、調査官から、その英語力強化研修は研修受講者自身に対する経済的利益の供与にあたるので、給与課税の対象であると指摘され、あなたからも税金をとられるかもしれないという事態が生じたらどうしますか？

### 〔ポイント〕

本事例では、当該英会話研修が会社の業務遂行上必要なものであり、その使用人としての職務に直接必要な技術若しくは知識を習得させるための研修であるということを説明できるかどうかのポイントとなります。

所得税基本通達 36-29 の 2 では、「使用者が自己の業務遂行上の必要に基づき、役員又は使用人にその役員又は使用人としての職務に直接必要な技術若しくは知識を習得させ…るための研修会、講習会等の出席費用…に充てるものとして支給する金品については、これらの費用として適正なものに限り、課税しなくて差し支えありません。」と規定されています。

### 〔調査事例及び所感〕

私は、昔は税務調査を行う側にいましたが、今は税理士として税務調査を受ける側の立会人という立場になりました。

最近、顧問先の会社で源泉所得税の税務調査がありました。その会社は、国際業務の比重の高まりを受けて、本人の希望をベースに人事で選抜した人材に対し、長期の英語力強化研修を受講させることとしていました。この英語力強化研修について、その研修受講者に対する経済的利益の供与があったのではないかという観点から、給与課税の可否が問われた訳です。

結論としましては、この英語力強化研修は、業務遂行上の必要に基づき、職務に直接必要な技術若しくは知識を習得させるための研修であるとして、給与課税を免れることができました。

この源泉所得税の税務調査における調査官の主張は、次の 2 点に集約されます。

- ・ 英会話が「職務に直接必要な技術若しくは知識」に該当するか？
- ・ 会社が命令して受講させるものではない（希望する社員が自らの語学力を高めるために応募するものである）のでは？

税務調査を受けている会社の人は、調査官から指摘を受けると、税務署の人が言っているのだから仕方がないとか、間違いはないだろうとか、どうしても思いがちです。

ところが、自分が税務調査を行う側にいたときのことを思い起こすと、白か黒かはっきりしないグレーゾーンの問題については、結論は別にして、とにかく指摘しておくというケースが多いのです。

本件の英語力強化研修などの場合、確かに判断が難しい面はあると思います。世の中には、自己負担で英会話などを勉強している人も多いでしょう。それに対して、会社がその業務の必要性から英会話などの研修を会社負担で受けさせる場合もあります。果たして、給与課税か否かの線引きをどこに置いたらよいのでしょうか？

まず、英会話が「職務に直接必要な技術若しくは知識」に該当するか？という問題については、会社の方が税務署よりもより実情を認知していると考えられますので、その必要性を具体的に説明することが重要です。できれば、会社の自己都合というよりも、例えば株主の要請等、外的な要因等によりその研修を行わざるを得ないというような説明の方が望ましいでしょう。